

EMS用機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 山口県トラック協会

平成18年5月15日制定

平成22年3月24日改正

平成25年3月28日改正

平成26年3月25日改正

平成28年3月25日改正

平成31年3月22日改正

令和2年3月24日改正

令和6年3月22日改正

(目的)

第1条 一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の普及を図るため、EMS用機器を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、次条に定めるEMS用車載器を山口県内に登録している事業用貨物自動車に取付ける会員事業者とする。

(対象機器)

第3条 助成の対象となる機器は、エコドライブの実践に効果のある機器で別表に示すものとする。

(実施期間)

第4条 当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の4月1日から3月31日までとする。なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに購入（一括、手形、割賦）又はリースにより導入する機器に対して、1台あたり本体購入価格（税別）の1/2の額（千円未満切り捨て）とし、上限を3万円とする。なお、1会員あたり30台までとする。

2 消費税及び機器取付工賃は、助成の対象外とする。

(交付申請)

第6条 助成金を申請する事業者は、機器の導入が完了したときは、別紙様式「EMS用機器導入促進助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）を、協会に提出しなければならない。

- 2 前項に定める申請書には、EMS用機器導入内訳書（別紙1）、装着車両の自動車検査証記録事項の写、購入した品目及び型式、数量、金額を記載した納品書又は請求書の写、支払いを証明する領収証の写（金融機関振込金受取書等の写でも可）を添付すること。
- 3 手形による購入の場合は、手形決済完了後に決済日の記載がある領収証の写及び販売店による支払完了を証する書類の写を添付して申請すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による購入形態は、助成金を交付しない。
- 4 リース導入及び割賦購入の場合は、導入機器（品目及び型式、数量、金額）が記載されたリース契約書の写又は、割賦契約書の写を添付すること。
- 5 申請書の提出期限は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月31日とする。（土日にあたる場合は、その前の平日）

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象の機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

附 則

- 第1条 この要綱は、平成18年7月1日より施行する。
- 第2条 この要綱は、平成22年4月1日より施行する。
- 第3条 この要綱は、平成25年4月1日より施行する。
- 第4条 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。
- 第5条 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。
- 第6条 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。
- 第7条 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。
- 第8条 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。